

議案第13号

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

教育の機会均等及び将来の有用な人材の育成を目的に、育英資金の貸与上限額を引き上げることで、教育に係る経済的負担の軽減を図り、修学が困難な生徒及び学生を支援する等のため、条例の一部を改正するものである。

富津市育英資金貸与条例の一部を改正する条例

富津市育英資金貸与条例（昭和47年富津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「20,000円」を「40,000円」に改め、同条第3号中「10,000円」を「30,000円」に改める。

第12条中「月賦」の次に「、半年賦又は年賦のいずれか」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。